

令和7年度 須坂市市税等 納付計画表

各納税通知書・納入通知書を受け取ったら、計画表に金額を記入し、納付の準備をしましょう。

【現金用納付書をお持ちの方】

【口座振替を登録している方】

納期限内に納付書記載の金融機関、須坂市役所各担当課窓口、全国のコンビニエンスストア等で納付してください。

納期限が口座振替日です。前日までに残高を確認してください。



eL-QR(地方税統一QRコード)が付いた市税の納付書は、ペイアプリ決済・クレジットカード決済等による納付が可能です。



地方税
お支払サイト

コンビニ等

この表示がある税目等では、コンビニエンスストア等でお支払いいただけます。



上下水道料では、PayPayによる決済が可能です。(税のペイアプリ決済とは異なります。)

- 納税通知書や領収書は再発行できません。大切に保管してください。
- 納税・納入通知書発送予定日は、事情により、予定日に発送できない場合があります。

税目等 月	市・県民税 (普通徴収) 森林環境税 コンビニ等	軽自動車税 (種別割) コンビニ等	固定資産税 都市計画税 コンビニ等	国民健康 保険税 (普通徴収) コンビニ等	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)	上下水道料 コンビニ等	納期限 金額計	
	納税・納入 通知書発送 予定日								
4月	6月13日	5月15日	4月11日	7月15日	7月15日	4月15日 7月15日	隔月15日 (15日が休日の 場合は前営業日)		
4月			1期			1期			4月30日
5月		全期				2期			6月2日
6月	1期					3期			6月30日
7月			2期	1期	1期	4期			7月31日
8月	2期			2期	2期	5期			9月1日
9月				3期	3期	6期			9月30日
10月	3期			4期	4期	7期			10月31日
11月				5期	5期	8期			12月1日
12月			3期	6期	6期	9期			12月25日
1月	4期			7期	7期	10期			2月2日
2月			4期	8期	8期	11期			3月2日
3月				9期	9期	12期			3月31日
計									

「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

便利で確実な口座振替をご利用ください

市税などの納付は、便利で確実な口座振替をご利用ください。指定された預貯金口座から、納期限の日に自動的に引き落とされます。

納期限の前日までに、口座残高の確認をお願いします。

■ ■ ■ 口座振替が利用できる金融機関 ■ ■ ■

八十二銀行・ながの農業協同組合・長野銀行
長野信用金庫・長野県信用組合・長野県労働金庫
三井住友銀行・ゆうちょ銀行

※上記口座振替は『地方税お支払サイト』での口座振替（ダイレクト方式）とは異なりますので、ご注意ください。

口座振替登録は 簡単3ステップ

①依頼書の記入

②登録印の押印

③窓口(郵送)提出

ご利用の通帳と通帳届出印をお持ちの上、上記金融機関又は、市役所各担当課の窓口へお申し出ください。

納期限までに納めない場合は滞納処分を受けます

- ・納期限後20日以内に**督促状**が発送されます。
- ・督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までに納付しなかった場合には**滞納処分(財産の差押等)**を受けることになります。
- ・納期限の翌日から起算して、完納する日まで**延滞金**が加算されます。

《延滞金の割合》

納期限の翌日から1か月を経過する日まで……年2.4%

その後、完納の日まで……年8.7%

ただし、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの場合。

延滞金の割合は、延滞金特例基準割合により年ごとに見直されます。

お問い合わせ先 須坂市役所 電話 026-245-1400(代表)

市・県民税 軽自動車税 国民健康保険税

税務課
内線 3126・3127・3128・
3143・3144

固定資産税 都市計画税

税務課
内線 3122・3123・3192

市税の口座振替・納税

税務課
内線 3124・3125

後期高齢者医療保険料 医療保険課

内線 3342・3333・3338

介護保険料 高齢者福祉課

内線 3324

上下水道料金 下水道受益者負担金・分担金 営業課

内線 3713・3714・3715

青色申告・振替納税推進都市宣言

健康で明るく活力ある地域社会を創造することは、市民の願いである。

この基盤をなすものは、健全な財政の確立であり、とりわけ正しい申告と期限内納税の履行による安定した税収の確保が根幹である。

青色申告・振替納税は、これらを実現する最も有効な手段であり、これらの普及拡大は安定した財源の確保に大きく寄与するものと確信する。

納税意識の高揚並びに税負担の公平及び適正化を図り、正しい申告と期限内納税を推進するため、ここに須坂市を「青色申告・振替納税推進都市」とすることを宣言する。

平成7年12月1日宣言 須坂市